

西日本豪雨関連 事務局にゆーす

2018年7月15日

被災された会員の皆様への 支援情報について！

岡山県医師会透析医部会、岡山県・岡山市等行政機関、岡山県下の各医療施設等と密な連携をとりながら、皆さまの相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

全腎協 災害見舞金について

- ① 腎友会(病院腎友会・岡山県腎協・全腎協の会員) 岡山県腎協 事務局まで
- ② 家屋床上浸水以上の被害に遭われ方(持家) 等 お問合せ電話番号 086-231-1916
- ③ 罹災証明書・写真等が必要です。

《1. 災害時特有の制度・問題》

【罹災証明書とは】

市町村が発行窓口。地震・水害等による家屋被害の程度(全壊・半壊・一部損壊等)を証明するもの。

【権利証や健康保険証等の紛失】

預貯金については、金融機関に相談。健康保険証は手元になくても、氏名、生年月日を伝えれば保険診療を受けることができる。

【運転免許証の有効期限延長】

特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期限が延長されるケースがあります。紛失の場合は、運転免許センターもしくは警察署で再発行手続きをとる。

【車両水没】

保険会社、ロードサービス、購入したディーラー、専門店等、廃車手続きは運輸局、運輸支局へ相談。

【土地の境界線や石垣等】

土地の境界の特定に必要なので、極力保存に努める。

《2. お金の支援制度(もらえる)》

【被災者生活再建支援法による給付】

・・・都道府県・市町村

※4. を参照。最大300万円

【災害弔慰金による給付】・・・市町村

災害弔慰金(遺族に最大500万円)
災害障害見舞金(重い後遺障害に最大250万円)

【義援金】・・・各自治体

被害の内容、程度、自治体により異なる。義援金申請では、罹災証明書が必要。

【生活保護】・・・都道府県・市町村

避難所等の避難先での申請が可能。義援金や給付金等は収入認定されないのが原則。

《3. お金の支援制度(借りられる)》

【災害弔慰金法による貸付】・・・市町村

災害援護資金制度(負傷・住家被害 最大350万円)

【生活福祉資金制度】・・・社協

緊急小口資金(10万円・無利子)
災害援護資金(150万円・無利子~1.5%)
その他(総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金)

【母子・父子寡婦福祉資金貸付金】

・・・自治体の福祉事務所

被災者には償還金の支払猶予措置もある。

【年金担保貸付、労災年金担保貸付】

・・・独立行政法人福祉医療機構

年金額の8割かつ200万円以内など、用途は保健・医療や住宅改修資金など。

【恩給等担保貸付】・・・日本政策金融公庫等

恩給、年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。250万円以内など。

《4. 住宅の修理・再建の支援制度》

【被災者生活再建支援法】・・・都道府県・市町村

基礎支援金(全壊等100万円)、加算支援金(住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃貸50万円)

※賃貸人も対象。用途の制限はなし。

※単身世帯は4分の3

【災害救助法の応急修理】・・・都道府県・市町村

応急修理補助(57万6000円/2016年基準)

※ただしこの制度利用で仮設住宅の入居資格を失う可能性がある。

【公費解体】・・・市町村

大規模災害時、全半壊家屋は公費(無償)で解体してもらえる場合がある。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために被災度区分判定(日本建築防災協会・有料)の利用も検討を。

【生活福祉資金制度による住宅補修費貸付】・・・社協

250万円(目安)、所得要件等あり。

【母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付】

・・・自治体の福祉事務所

住宅の補修費について200万円以内で貸付。

【建設・購入の災害復興住宅融資】

・・・住宅金融支援機構等

半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。

【修理の災害復興住宅融資】・・・住宅金融支援機構等

り罹災証明書を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。

【自治体独自の支援策】

過去各地域で発生した災害の支援状況や補助等、多くの事例あり。自治体からの情報に注意。

《5. 税金・保険料などの減免制度》

【地方税の減免・猶予】・・・都道府県・市町村

住民税、固定資産税、自動車税などが対象。

【国税の減免・猶予】・・・税務署

申告期限の延長、納税猶予、予定納税減額、源泉税等の徴収猶予、所得税の軽減など。

【医療保険・介護保険】・・・健保組合・市町村等

保険料や窓口負担減免の制度あり。

【公共料金、使用料、保育料、放送受信料等】

・・・都道府県・市町村・関係事業者

災害時の特別措置がとられる可能性あり。

《6. 子ども・教育の支援制度》

【幼稚園の就園奨励事業】・・・市町村・幼稚園

入園料・保育料の減免・猶予。

【教科書等の無償給与】

・・・災害救助法、都道府県・市町村

小中高の児童・生徒へ教科書、教材、文房具、通学用品を支給。

【特別支援学校等への就学奨励事業】

・・・都道府県・市町村・学校

通学費、学用品等を援助。

【小中学生の就学援助措置】

・・・都道府県・市町村・学校

就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。

【高等学校授業料等減免措置】

・・・都道府県・市町村・学校

授業料、受講料、入学料、受験料の減免、猶予。

【大学等授業料等減免措置】・・・各学校

学校により異なるが、授業料等の減免、猶予がある。

【国の教育ローン】・・・日本政策金融公庫

入学資金、在学資金等の融資、一人あたり350万円以内。

《7. 雇用関係の支援制度》

【労災保険の支給】

労働者が仕事中や通勤中に、地震等により建物が崩壊したこと等が原因で受傷した場合には、労災保険の給付を受けられる。

【雇用保険の失業等給付】・・・ハローワーク

災害等の一時的休業等の場合に、各種給付や雇用保険の基本手当の支給を受けられる。

【支払賃金立替払制度】

・・・労基署・労働者健康安全機構

事業主が倒産した場合に、支払給与や退職金の立替払を受けられる場合がある。

《8. 仮設住宅・公営住宅》

【災害救助法の応急仮設住宅】・・・市町村

住家の全壊等により居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない人が無償で入居できる。

【公営住宅への入居】・・・各自治体

所得要件あり。

透析患者の皆さんへ・・・災害時やその後の

行動時において、生活面で、とくに

シャント管理は十分おこなってください。

【問合せ先】

岡山県腎臓病協議会 事務局

TEL 086-231-1916

FAX 086-233-3593

Eメール okazin@mx91.tiki.ne.jp

URL <http://www.okain.jp/>

★このデータの出所：岡山弁護士会「被災者支援チェックリスト」より